

# 外国人労働者の現場からの報告

小松 公寛

## はじめに

いま私たちの周りに多くの外国人がいることに気が付いている人は意外と少ないのではないでしょうか。日曜日に、少し気を付けて、JR 广島駅や本通商店街を歩くと外国人の多さに気づきます。以前から歓楽街に沢山のフィリピン人が経営するバー・レストランなどがありましたが、夜の街の話なので一般の人には縁遠い世界です。しかし、中国、ベトナム、インドネシアなどの人たちとの交流を通して各国の物産店やレストランが目立たない場所に増えてきていることに驚かされます。またしゃぶしゃぶ屋さんでは隣の席にカンボジアの難民がいたり、本屋さんの日本語コーナーではタイの技能実習生と知り合ったり、私たちが少し関心を持って行動すれば簡単に外国の友人が増えていきます。

これまでフィリピン人の労働問題を中心に相談を受けていましたが、今はベトナム人技能実習生と留学生の日本語の勉強が中心となっています。今年の新型コロナウィルスの流行は私たちの活動にも大きな影響をもたらしました。技能実習生には外出禁止令が出て日本語の勉強は中断され、一方留学生はアルバイトが減少し、収入の減少という問題発生の反面、時間的余裕ができることから日本語の勉強時間が増え、私の方は、留学生とゆっくり話し合える時間が増えたことから留学生の抱える問題を始めて知ることができました。日本語の勉強と言っても、情報の収集と外国人の相談ネットワークづくりが基本にあるため、どのように構築していくか、通訳やネットワークのキーパーソンの確保を常に考えています。

こうした中で出会ってきた問題を報告します。外国人の問題について理論的に、また単純に一定の立場に立って論じてしまうと実態とかなり違ったものになってしまいます。個人的な活動として、様々な問題に対応し、問題を抱えた、また抱えていないフィリピン人を中心とした外国人との関わりの中で私自身の肌合いで感じ取った報告であることをご了承ください。

## I 外国人とは

### 1 外国人の区分

外国人が抱える問題といつても、留学生の週28時間を超えるアルバイト、偽装結婚、不法就労、オーバーステイなど本人の不法行為に基づく問題や入管収容の問題など、また適法に在留している外国人が個別的に直面している問題とすべての外国人に共通する一般的な問題があることを理解したうえで外国人の問題を考える必要があります。また一般的な問題、労働問題と言っても、技能実習生や留学生特有の問題もあるので外国人問題として一律には論じることはできません。

外国人の入国と在留は、出入国管理及び難民認定法（以後入管法という）に定める在留資格に基づいた活動に限定されたり、外国人であることによる選挙関係などの法律関係での制限の他、健康保険で海外居住の被扶養者を認めない問題、所得税の被扶養者と子ども手当の問題、年金の掛け捨て防止としての脱退一時金に課せられる所得税の問題などの作為的な差別を除けば日本人と同等の権利と義務を負っています。逆に言うと、日本人も外国人と同じような問題を抱えているということになります。労働局が技能実習生を雇用する事業所に立ち入り調査をした報告を基に「技能実習生はひどい扱いを受けている。」との報道や批判がされます。この調査報告書には、その事業所にいる日本人も対象にしていると記されているにもかかわらず、日本人の問題でもあるという点が無視され、技能実習生に限定した報道や批判がなされています。外国人問題については、先に述べたような、全員にかかる大きな問題は無視され、事件性のある所だけが針小棒大に取り上げられる傾向にあることに注意する必要があります。

こうした外国人の問題を考えるとき、外国人を移民や移住労働者と一括りにせず、大きく次の四つのグループに分けて考えると外国人の問題が分かり易いのではないでしょうか。

【表-1】外国人の区分

定住外国人	在留期間の更新が認められ将来永住資格が取得できる者（家族帯同可） ※自己の身分や能力に基づいて滞在が認められている在留資格である。永住、定住、日本人の配偶者等、技術・人文知識・国際業務、技能、介護、留学（奨学金や親の仕送りが有り生活が安定している者）、特定技能2号、難民認定者など。 ※日系人、JFC、日本人の配偶者などのグループに問題が多い。
有期在留外国人 (出稼ぎ外国人)	在留期間に一定の上限がある者（家族帯同不可） ※技能実習生、特定技能1号、留学（学費・生活費自弁の日本語学校生・専門学校生など）、タレント ※在留期限は、技能実習は1年、3年又は5年、特定技能1号は通算5年、日本語学校留学は原則2年、タレントは3～6月
不法滞在者	オーバーステイ、不法就労者（観光・親族訪問などでの労働、偽装結婚、アルバイト時間が常態として週28時間を超える留学生）
その他	難民申請者、入管収容者

定住外国人と有期在留外国人（出稼ぎ外国人）の大きな違いは、在留資格を更新して永住権が取れるか、一定の期限が来たら帰国せざるを得ないかどうかと、家族を帯同し、生活を共にすることができるか否かに大きな違いがあります。日本で働くことについての基本的な法的な権利義務関係については日本人と同じです。

この章では、個別具体的な問題ではなく、各グループの制度的また構造的な問題を見ていきます。

【表－2】在留資格別外国人の人数（令和元年12月末 法務省資料）

	総 数	技能実習	留学	技 - 人 - 国	日本人 配偶者	定住	永住
中国	812,850	82,370	144,264	90,766	30,321	28,822	273,776
ベトナム	411,965	218,727	79,292	51,713	4,601	5,646	17,186
フィリピン	282,748	35,874	3,262	8,150	26,699	54,359	131,933
総 数	2,620,636	410,972	345,791	271,999	145,254	204,787	793,164

(注1) (定住) 日系人やその配偶者、「定住者」の実子、日本人や永住者の配偶者の実子（いわゆる連れ子）、日本人や永住者・定住者の6歳未満の養子、中国残留邦人やその親族など。

(注2) 総数は特別永住者を除く中長期在留者数。総数には上記以外の在留資格者を含む。

## 2 外国人に共通する問題

在留資格を問わず外国人に共通する最大の問題は日本語の能力といえます。まず「会話の能力」があるかどうか、次に「読み書き」ができるかどうか。新型コロナウィルスの流行によって休業、解雇、雇い止めに遭った外国人は大勢います。たちまちの生活費、社会保険や労働保険の手続また仕事探しなどに奔走しなければいけません。こうした中、6月に入ると、国民健康保険料、国民年金保険料、住民税、不動産所有者には固定資産税の納付通知がきます。車があれば車検や自動車税なども圧しかかってきます。これらに対処するだけの生活の知恵がない人たち、また日本語が読めない人々は生活に困窮すると同時に、行政からの手紙も読めないまま放置し、延滞金が付く将来への負債を積み上げていくことになります。日本語能力のない外国人の自業自得と言ってしまえばそれまでですが、こうした外国人の現状を行政は熟知しているはずです。すべての書類の翻訳とまでは言いませんが、住民税を支払っている人たちですから、要点だけの簡単な付箋程度は付ける義務があるのではないかでしょうか。日本語のほとんどできないある家族からは常に連絡があるため、郵便物のチェックをはじめ、ハローワークや区役所の手続類も処理しています。同じように支援を必要とする外国人が無数にいるはずですが、私が対応できているのは数家族にすぎません。行政の窓口で同様の手続に来る外国人について聞くと「来ている」とは言っていますがどの程

度なのは不明です。それは日本語が話せ、過去に同様の経験をした人たちであったり、同僚の日本人などからのアドバイスを受けた人たちに限られると言えます。

すべての外国人に共通する問題を考えていくうえで、労働問題や在留資格の問題などは大半の外国人の問題というよりは何らかのトラブルに見舞われたり、当然の義務を果たせていなかったりする一部の外国人の問題にしかすぎません。社会保険や労働保険などすべての外国人に関する問題、これらのことは外国人のみならず日本人も知らない人が多いのではないですか。これらの内、外国人のみに関係する部分を表にしてみます。これらは日本の国益のため、また俗説などの誹謗中傷に基づいて意識的に権利が剥奪されたものといえます。

【表-3】外国人特有の問題

扶養控除と児童手当	所得税では、16歳未満の子どもは対象にならない。理由は、児童手当が支給されるため。しかし、児童手当は外国に居住する子どもは対象になっていない。
年金の脱退一時金	税法上退職所得であり、日本人は退職金支払者に「退職所得申告書」を提出することで、非課税となるが、外国人の脱退一時金請求時には認められず、日本にいる人に依頼して還付を受ける必要がある。(技能実習生で9万円程度)
健康保険の被扶養者認定	令和2年4月1日から海外に居住する被扶養者の認定が認められなくなった。理由は不正受給が多いとのこと。ただし、日本人は除く。

### 3 定住外国人の問題

定住外国人の中でも独特の問題が多いフィリピン人グループのうち、日系人、日本人の配偶者と日本人の子どもの母親(JFC)の問題を簡単に紹介しておきます。

#### (1) 日系フィリピン人

日系人が来日する形態の一つに、技能実習生と同じように母国の送出機関と日本国内で連携をとっている派遣会社を通じて来日する人がいます。来日に要する入管手続や渡航費などの諸費用と来日後の当座の生活費の返済が済

むまでは拘束されます。来日後は、日本での受け入れ元である派遣会社の指示に従って転職するのが一般的で、そこから逃れるため親戚などの伝手を頼るケースが多くみられます。広島の牡蠣養殖業には日系フィリピン人が多く、親族などのネットワークを通してこの業界を移動するケースが多くみられます。技能実習生や留学生たちと比べると一切日本語の教育を受けてきておらず、日本語を勉強する熱意にも乏しく、かなり制約の多い生活を送らざるを得ず、ある面で典型的な外国人問題が集中しているグループと言えます。このグループと対照的なのがタレントとして来日し、日本人と結婚したグループと言えるのではないでしょうか。職業柄、日本語会話能力が高い点が決定的な違いと言えます。

## (2) 日本人の配偶者

日本人と結婚し、永住資格を取得できる条件は法務省のガイドラインによると、「日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子などの場合は1年以上本邦に継続して在留していること」とあります。ここで問題となるのは、正当な結婚をしている場合と偽装結婚の場合と二通りの問題があり、正当な結婚をしている場合であっても夫の死後に問題が発生していくことが少なくありません。ただ、このグループの場合、問題を抱えていても相談が少なく、また情報ばかりで、本人が相談に来ないケースがほとんどです。理由は、恥ずかしい、怖い、言いふらされる恐れなどのようです。当然偽装結婚のように婚姻自体に問題が含まれている場合には、相談は有り得ないとしても、「フィリピン人の管理のもとに3名のフィリピン人女性が一つの部屋に住んでいて、月々夫に5万円支払い、管理人にもいくらか支払っており、永住権を取るときには相応の費用負担が発生する。」といった情報は聞こえています。

## (3) 日本人の子どもの母親 (JFC)

正式な婚姻関係が無いまま日本人とフィリピン人の間に生まれた子ども (Japanese Filipino Children) の父親を探し出して認知請求し、それが無理であれば裁判を通じて父親の戸籍への記載を求めて来日する問題です。当然、来日後のJFC家族の生活の確立そして子どもの教育の問題もあります。一番問われなければならないのは、母親の日本で働きたという意志以上に子ども

が日本で生活することを望んでいるか、将来の生活の確立の問題です。しかしJFC問題の背景には、戸籍登載までの手続を餌としてJFC母子を食い物にしているグループが存在していることです。過去には岐阜のパブの問題や大阪の介護施設など大きく取り上げられた問題もありました。フィリピンの日本大使館に子どもの認知のことで相談したら広島県内のNPO法人を紹介され、来日後トラブルに見舞われ支援を求めてきた例もありました。

#### 4 有期在留外国人（出稼ぎ外国人）

このグループに該当するのは一定の期限を超えて日本に在留することのできないグループです。在留資格では技能実習と2019年4月から始まった特定技能の内の特定技能1号です。ここでは出稼ぎを目的としている大多数の、学費・生活費自弁の日本語学校や専門学校などへの留学生も含めています。この留学生たちは入国管理局への申請によって認められている労働時間（週28時間、学校の休暇時は1日8時間）を遥かに超えて働いている留学生たちです。大半が日本語を勉強する意志が乏しく、出稼ぎに徹している人たちです。この中にもN3やN2の資格を取得し、専門学校や大学を卒業して「技術・人文知識・国際業務」に在留資格の変更をする人たちもいます。留学生の話を聞いていて、学校によって差はあるとしても、日本語の勉強に頑張っている日本語学校への留学生は20%もないようです。

##### (1) 技能実習生と特定技能1号

特定技能の在留資格は2019年4月に導入され、2020年6月末現在の特定技能1号は5,950人（出入国在留管理庁）とわずかであり、今後どのように進展するか分からぬ状況にあります。基本的には技能実習生の職種と同じなので似たような環境で働くことになると言えます。ちなみにJITCOの平成29年度の統計によると、技能実習生の働いている企業の規模は【表-4】のとおりとなっています。

技能実習生と特定技能者が抱える問題の違いを見てていきます。

【表-4】受入規模

企業規模	構成比
10人未満	50.0%
10～19人	15.0%
20～49人	14.1%
50～99人	9.5%
100～299人	7.5%
300人以上	4.0%

【表-5】制度の目的

技能実習法	第1条（略）人材育成を通じた開発途上地域などへの技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする。
特定技能運用要領	第1章（略）人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することが求められているものです。

【表-6】技能実習と特定技能の在留資格上の違い

区分	資格など
技能実習 (家族帯同不可)	①技能実習1号（最初の1年間） ②技能実習2号（1号修了試験合格者で2年間。82職種） ③技能実習3号（2号修了試験合格者で2年間。74職種。 平成29年11月開始。）
特定技能1号 (家族帯同不可)	①技能実習2号又は3号修了者（同一職種の特定技能1号に移行可能） ②特定技能試験合格者（新規来日と他の職種移行希望の技能実習生、留学など他の在留資格からの移行者） ③在留期間は通算5年。14分野。平成31年4月開始
特定技能2号 (家族帯同可)	①特定技能1号修了者 ②現在のところ、建設業と造船・舶用工業のみ ③在留期間の制限なし

技能実習生も特定技能1号も労働者として労働法と社会保険が日本人同様に適用されているとしても、技能実習と特定技能1号の合計8年または10年間働いたら帰国せざるを得ません。例外として、建設業と造船・舶用工業であれば、特定技能2号に移行して働き、永住権を取ることも可能となります。しかし特定技能2号や技術・人文知識・国際業務に移行できたとしても、この期間は永住資格取得に必要な期間として認められていないのは、日本人の非正規労働者同様雇用の調整弁的な使い捨て労働者としての位置づけでしかないためです。我が国の事情で招へいされ、人生の貴重な8年から10年間を日本で過ごし、日本の経済を支え、雇用の保障もない母国へ帰らざるを得ない人たちです。

技能実習制度はもちろんのこと特定技能も建前と本音に翻弄されながらも

送出し国側と受入れ国側の利害関係が一致した一定の条約に基づく制度で実施されている労働形態です。そのことから「有期在留外国人(出稼ぎ外国人)」と呼ぶと理解しやすいのではないかでしょうか。

技能実習生については「出稼ぎ外国人」でいいとしても、特定技能1号については二国間条約こそあれ、一労働者として来日し、独自の法律や制度として守ってくれるものは何もありません。通算5年間は特定技能で働くことはできるとしても、5年間の労働契約を締結して来日する訳ではありませんし、次期の契約の保証もありません。来日・帰国費用などおよび住居確保は自己責任で家族帯同不可、農業のように繁忙期に限った数カ月の在留しか認められないという不安定な状況もあり得ますし、職場で問題があれば建前上は移籍が可能と言っても不可能に近いのではないかでしょうか。これではまさに労働期間の確定した「出稼ぎ外国人」というよりは、「使い捨て外国人」と言わざるを得ません。認められた職種での5年間の継続した在留資格が保証されなければ、技能実習生以上に問題が噴出するのではないかと危惧されます。

出稼ぎ外国人の内でも技能実習生については、新聞やテレビなどで大きく扱われる一部の「酷い」としか言いようのない問題もあり、そうした報道だけを見ていると技能実習生制度は奴隸制度と捉える人も少なくないと思われます。しかしそれは一部の技能実習生についての問題でしかありませんし、繊維・衣服や農業・漁業・畜産業などの第1次産業に大きな問題が集中しています。各産業の構造的な問題もあるでしょうし、もともと法律を守る意識がないか、労働契約が何か理解できていない企業なり個人事業主の問題と言わざるを得ません。こうした企業や個人事業主は、日本人労働者に対して使われるブラック企業やブラックバイトのことを考えれば理解しやすいと思います。ただこうした問題のある事業所には日本人も働いており同程度とまでは言えないとしても外国人同様に問題を抱えていることも理解しておかなければ、技能実習生の問題を正しく把握できないと言えます。ただ問題のないむしろ技能実習生に良くしていると考えられる事業所であっても、技能実習生に対しては、1日7時間勤務の週休1日で休日は必ずしも日曜日でないが、日本人に対しては1日8時間労働の週休2日で日曜日は休日としていたり、日本人は昼間勤務が中心で技能実習生は夜間勤務のみと区別している事業所もあります。労働基準法第3条は国籍による差別的取扱を禁止しており、この違反に対しては、「六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金」を定めています。「外国人だから」と短絡せず、こうした外国人であるが故の差別的な取り扱いこそ問題として注目される必要があるのではないかでしょうか。

## (2) 日本語学校・専門学校への留学生

留学生は、日本の大学に直接留学するグループと日本語学校を経由して進学するグループに大別されます。また奨学金や親からの援助があるグループと留学生本人が学費・生活費すべて負担するグループに分けられます。今私と関係が深いのは日本語学校や専門学校に通う後者のグループの留学生です。この後者のグループは、大学や専門学校への進学の意志が強く、勉強とアルバイトを両立させているグループと両立させることができないか、最初からその意志がないグループに分けられます。留学生の話を聞いていて両立させているグループはせいぜい20%弱程度のように思われます。留学後日本で就職できる留学生は、平成29年が22,419人（当該年の留学生267,042人）、平成28年が19,435人（当該年の留学生239,2872人）です（日本学生支援機構、入国管理庁令和元年9月資料から）。

平成20年に提唱された留学生30万人計画は達成（令和元年312,214人）されたとしても、本来予定していた週28時間のアルバイトでも十分生活可能な留学生ではなく、日本語学校への出稼ぎ外国人とその中から専門学校や大学進学者が増えといったというのが現実ではないでしょうか。こうした状況を危惧して、日本語学校に入学を希望する外国人に対して法務省のHPには、「日本語教育機関への入学をお考えのみなさまへ」として、日本語学校への入学要件はN 5相当以上で原則2年間であること、大学や専門学校はN 2以上であることなどに続き、「留学斡旋業者の中には、日本に行けばアルバイトで月に30万円以上稼ぐことができ、学費・生活費の全額をアルバイトで賄えるため、本国からの送金は不要であり、逆に本国に送金もできるなどと、事実と異なる情報を流す悪質な業者も存在する」と掲載されています。

留学が許可になっても在留資格の更新の必要があります。この時の添付書類の一つとして入管のHPには、「申請人の日本在留中の経費支弁能力を証する文書 適宜」とあります。明確に指定されていませんが、奨学金受給証明書、銀行預金通帳の写し、アルバイトの源泉徴収票の写し、海外からの送金証明書などの何れかを添付する必要があります。留学生たちに聞くと、銀行の預金通帳の写しを1通提出することでした。これらの留学生たちは、200万円以上の収入があるためアルバイト先ごとに通帳を分けています。「銀行預金通帳の写し、アルバイトの源泉徴収票の写し」ではなく、課税証明書を求められたら大半の留学生は更新が認められなくなります。

【表-7】留学生の雇用状況と人数

	厚労省	法務省
中国	84,014	144,264
ベトナム	130,893	79,292
フィリピン	2,099	3,262
インドネシア	5,002	7,512
ネパール	45,246	29,417
ブラジル	211	642
総 数	318,278	345,791

【表-7】は厚労省雇用状況調査（令和元年10月末）から留学生を抜粋したものと、【表-2】の法務省の令和元年末の留学生の人数を併記したものです。本来の留学生の人数は法務省の数字であるため、こちらが多くならなければなりませんが、ベトナムとネパールは逆転しています。これは留学生が複数のアルバイトを掛け持ちしていることを表わしていると同時に、この2カ国の留学生の大半が勉学より出稼ぎに軸足を置いた留学生であることを示していると考えていいのではないでしょうか。【表-2】のように令和元年末の、技能実習生は410,972人、技術・人文知識・国際業務は271,999人、そしてアルバイトをしている留学生は延べ318,278人、さらに特定技能を35万人程度見込んでいることを考えると、留学生は我が国の労働力として重要な戦力になっていると言わざるを得ません。

こうした出稼ぎ労働者に分類される留学生を象徴する問題が東京福祉大学で発生し、文部科学省と出入国管理庁は連名で、「東京福祉大学への調査結果及び措置方針」（令和元年6月11日付）を発表しました。

これを受け、令和2年4月から留学生の在留資格審査が厳格化される国が追加されると、令和2年2月9日付の日本経済新聞は報道しています。これによると従来在留資格審査が厳格化されていたのは中国（香港など一部地域を除く）、ベトナム、ネパール、スリランカ、ミャンマー、バングラデシュ、モンゴルの7カ国・地域でしたが、富裕な留学生が増えた中国を除き、新たにインド、フィリピンやインドネシアなどを加えた80カ国に拡大されました。

## Ⅱ 外国人から寄せられる問題

### 1 新型コロナウィルスに関連して

令和元年の終わりに発生した新型コロナウィルスによる感染の拡大に連れて私たちの生活面だけでなく経済活動にも大きな影響を及ぼし、多くの商業施設や工場が操業停止に追い込まれています。当然それに伴って、時短・休業、解雇また雇止めの嵐が吹き荒れ、生活に困窮する労働者がたくさん出ています。日本人、外国人問わず同様の憂き目にあっているとしても、日本語ができない外国人の場合、相談する宛ても無く、途方に暮れている人たちも少なくないと思われます。一方では、技能実習期間や留学期間を終了しても帰国できなくなった人たちは、経済的な問題もさることながら大きな精神的ストレスを抱えているのではないでしょうか。また7月に実施予定だった日本語検定試験が中止になり、6月の日本留学試験(EJU)が中止になったことは、大学進学また帰國後日本語センターの教師や日本企業への就職を考えている技能実習生にとっては人生を左右する大きな問題といえます。

新型コロナウィルスで困っているのは私たち支援する側も同じです。私の活動の中心は日本語の勉強と月1回の料理の会ですが、会場としていた広島市の施設が3月から3カ月間ほど使用できなくなり、その後も利用者数は定員の半分以下との制限がついています。技能実習生たちには外出禁止の指示があり、主婦たちは小学校が休校となったため日本語の勉強を中止せざるを得なくなりました。逆に留学生たちは仕事が減少し、日本語学習時間が増える結果となり、カトリック教会に場所を移して継続することになりました。日曜日を除くと1対1か1対2の対応なのが幸いしたと言えます。

こうした中、フィリピン人経営のレストランやお店の廃業も出てきています。広島市のフィリピン人の場合、レストランであってもお昼に開店しているお店はなく、しかも歓楽街の中にあり、夜型の経営形態なのはタレントとして来日した人たちが中心となっているためでしょうか。ベトナム人やインドネシア人の経営形態とはまったく違うと言えます。歓楽街で働く人たちもお店が休業となっても、雇用保険への加入はありえない話であり、収入が途絶え国民年金や国民健康保険などの支払いに困る人たちも多くいるはずです。一方これまで何かあると相談してきた人たちからはよく電話がかかってきます。マツダの下請の社員からは「休業手当の80%だけでは生活できない。」とか、派遣で働いている人たちからは「契約が打ち切られて4月10日から仕事がなくなる。」と連絡がありました。雇止めとなるとたちまちの生活費の問題

があるため、離職票が届いていませんでしたが、ハローワークに失業保険の受給手続に行き、その足で区役所に国民年金と国民健康保険料の減免の手続に向かいました。失業保険については簡単な書類を書く必要があるため2回目までは付き添いましたが、3回目以降は自分たちで行けるようになりました。こうした経験を通じて友人たちへのアドバイスも行い、その都度、「どこに行けばいいか。どの様に話せばいいのか」と連絡をしてきています。日本語会話が今一つのため区役所や銀行の窓口などでうまく説明できないときは電話がかかってきて、担当者に趣旨と訪問先を伝えるとうまく対応してもらうことができます。

同様の問題は留学生にも出てきています。勉強中、「国民年金の学生免除の手続を忘れないように」と話すと、「去年の収入が118万円以上あるのでダメです」と回答があり、調べてみると、収入ではなく、所得が118万円でした。給与所得控除額を勘案して収入に換算すると183万円程度になります。区役所の窓口に相談に行くと、昨年の課税所得からすると学生免除の対象にはならないが、現在の収入が大きく減少しているので国民年金の減免が受けられる可能性があるとのことで手続きをしてもらいました。国民健康保険も同様の減免措置があります。住民税に関しては免除ではなく分割支払の相談にのってくれます。これらの対応を無視していると事故による障害年金、留学から就職時のまた永住者などへの在留資格変更時の問題に繋がってきます。その一つに、昨年、11年間技能の在留資格で働いていた外国人が永住者への変更時に国民年金の未納のため申請を諦めるということがありました。

技能実習生たちは「休業手当が80%で、週2回1日4時間仕事をしている」、「仕事が少なくなつて毎日5時間程度しか働いていない」と言っています。留学生からは、「居酒屋など飲食店の仕事が激減した」、「ショッピングモールのお店が休みになった」、「工場の仕事が無くなつた」などの話ばかりですが、「深夜のお弁当工場では人手が足りずいつも募集している」とのことです。また、大学進学の勉強時間を確保するため、深夜のアルバイトを辞めるという留学生に、ホテルでのアルバイトを紹介すると、面接をクリアーしたところまでは良かったのですが、お客様が激減したため採用は保留となったこともあります。留学生では新学期の学費の納入をめぐっての対応に疑問を感じる学校もありました。

留学生にとって、4月は学費納入と同時に在留資格の更新もセットとなっており、ある学校では学費を納入しなければ在留資格更新の書類を渡してくれず、しかも学費は一年分一括納入しか認めておらず、コロナによるアルバイトの状況を説明して交渉したことですが認められることはありません

でした。またこの学校では、全員が前年度の課税証明書の提出を求められ、収入の多い者については退職証明書の提出を求められています。こうした状況からか、ベトナムで大学を卒業している留学生は専門学校の卒業を待たずしてベトナム人のプローカーを通して就職活動を始めました。

技能実習や留学を終了し帰国できない人たちなどにとって新型コロナウィルスによる出国への足止めは非常に大きな衝撃であり、行政側もさまざまな超法規的な対応がされています。しかし技能実習生については受け入れた会社も監理団体も十分な対応をせずユニオンへの相談も多いようです。「実習期間が終了しても帰国ができない。」という問題への対応は今後の課題になります。

## 2 定住外国人

新型コロナウィルス関連以外の外国人の抱える問題について、平成31年度のフィリピン人労働者を支援する会の活動報告を紹介しておきます。

【表-8】平成31年度フィリピン人労働者を支援する会の記録・行事など

相談の内訳(44件)						行事など(31件)				
労働問題			在留資格	脱退一時金	その他	所得税 還付手続	国際交流集会			
賃金 残業	パワ ハラ	その他					日本語	料理	見学	セミナー など
3	1	5	1	2	32	19	週5日	5	3	4

【表-9】相談の国籍別・在留資格別内訳（相談44件）

フィリピン	中国	ベトナム	日本	その他	在留資格別				
					定住 など	技能 実習	留学	技術	日本
28	2	11	1	2	20	21	1	1	1

相談がきた地域としては、広島市内から52%、広島県内からは68%、広島県以外が32%という割合となっています。相談の内容には同じようなものもなくありませんし、相談例はまれなものであっても、外国人全員に周知しておく必要のある問題も少なくありません、こうした問題の一つに、日本で働く子どもを訪ねてきた両親の問題がありました。来日早々父親が脳梗塞で倒れて手術が必要となり、高額な医療費をどうするかという問題です。こ

の人は、海外に出るとき病気や怪我に対する保険に加入していませんでした。たまたま子どもは技術・人文知識・国際業務の在留資格で、健康保険の被保険者であったため、父親を健康保険の被扶養者に認定してもらいました。少し昔の話になりますが、フィリピンにいる子どもに盲腸の手術が必要となり、事後的に被扶養者認定した例や中国人が会社設立時に母国の両親がたびたび日本に来ているため被扶養者認定申請したこともありました。しかし【表-3】のように令和2年4月以降、日本国外に居住する親族、要するに住民票に記載されていない親族の被扶養者認定は認められなくなりました。表向きは平成31年4月に創設された特定技能の在留資格や急増する技能実習生に対する法整備と言われていますが、不正受給が多いからとの議論もされています[産経新聞(2018年8月29日)、日経新聞(2018年12月13日)]。ここで議論されているのは、医療機関の窓口での資格確認がいい加減であることです。被保険者証と在留カードなりパスポートの提示を求めれば簡単に確認できるはずです。健康保険での被扶養者認定が厳格になされていないという理由ではありませんでした。母国の行政機関が証明した続柄証明などの審査があってはじめて被扶養者として認定されます。また現在41万人の技能実習生がいて、親族の健康保険の被扶養者認定を申請した技能実習生が一人でもいたのでしょうか。議論の焦点が間違っており、外国人差別感情に基づいた風評被害と言わざるを得ません。

同様の問題が所得税の被扶養者控除と児童手当でも出てきています。16歳未満の子どもは所得税の被扶養者控除の対象にはなっていません。その理由は児童手当が支給されるからです。しかし日本国内に居住していない子どもは児童手当の対象になっていません。この原因はこども手当(児童手当への変更前)が創設されたとき、海外の養子554名の申請があったことなどの問題から外国人のこども手当の認定には国内居住要件が必要とされました。しかしそれに併せて所得税の扶養控除の復活は無視されたまま今日に至っています

また年金の掛捨て防止のための脱退一時金に対する所得税は退職所得として非課税となるにも関わらず脱退一時金申請時には「退職所得申告書」の添付が認められていません。そのため帰国した外国人は日本にいる人に還付請求を依頼する必要があります。国家による所得税の搾取です。年金機構はこの手続きは誰が行ってもいいといっているため、手数料を取って請け負う業者が多数います。財務省から見れば税理士法違反でありながらも、法律の所管外の厚労省管轄下の年金機構はそれを無視した説明をしています。これまで私の経験では脱退一時金の平均が9万円程度なのでこれを基に計算すると、

1年間の人数(41万人÷3)×9万円=93億円の所得税を還付したくないため財務省と厚労省の間に暗黙の合意があるとしか考えられません

定住外国人からよくある相談に日本語や英語への翻訳依頼があります。変わったところでは、勤務先から、品質管理検定の受験を指示され、テキストや過去の問題の漢字にフリガナを付けてもらいたいというものもありました。日本語への翻訳では、母国の結婚証明書や出生証明書また扶養証明書などがあり、英語への翻訳では、フィリピンにいる家族への自動車購入ローンを組むための在職証明と課税証明書などの翻訳などがあります。自動車については、死亡した父親の車の廃車に当たって陸運局からフィリピンの遺産分割の法律が分からないので、大使館の証明をもらうようにとの指導があり、領事館に確認したところ「こうした証明書の作成はしない。日本の法律通りすればよい」とのことでのことで、遺産分割協議書と領事館の説明内容と話をした領事と副領事の名刺を張り付けた書類を出したこともあります。当然、死亡があれば、会社での手続き、医療費支払、遺族年金や生命保険の手続、そして借家の契約変更など様々な手続きがあります。これら全てを日本語が不自由な外国人が処理することはほぼ不可能だろうと考えられます。ここで問題があったのが、生協の保険に加入していたはずなのに、どうした訳か半年前から払われていなかったことでした。口座から引き落としきれないと通知は来ているはずですが、日本語が読めないため葉書が来ても放置していましたと考えられます。先日も、「これは何ですか」と見せられたのは、1ヵ月も経過した自動車の法定点検の連絡の葉書でした。住宅ローンの引き落としができなかったための延滞金の付いた督促状とか‥。フィリピン人の世界では、こうした問題は日常茶飯事でバタバタさせられることが少なくありません。

### 3 技能実習生

技能実習生からの相談はここ数年大きく減少しています。私自身が積極的に動かなくなったということもあります、技能実習生機構の存在が大きいのかもしれません。問題が減ったのか、それとも表に出にくくなつたのかはよく分かりませんが、2020年2月1日にベトナムの技能実習生からFBで、次のようなメッセージがありました。

2020/02/01 19:54おじさんこんばんは／すみません／問題があるんですけど／ちょっとお願ひします／いいですか？／日本語がへたですから／たくさんはなせません／当社は、労働法違反を実施しており、出入国

管理局によって発見および記録されています／「組合にお願いします」言いました／入国管理局、私たちが戻る必要がある、または滞在し続けることができる公式の決定はありませんほかの会社をさがしておねがいします／でもくみあいはさがしない

この相談がきたのは、NHK広島放送局が番組制作で相談に来た時、技能実習生を紹介しました。彼女たちの情報がどこから出たか分かりませんが、その実習生が通訳としてNHKの取材に同行し、私に連絡するようにと伝えたためでした。相談の内容は、縫製で働いており、会社が残業代を全額支払ってくれないので技能実習生機構に申告したところ、調査が入り、残業代の一部は支払われたけれども、認定取り消し処分となり、監理団体に移籍できるように依頼したが何もしてくれないので、在留資格の切れる5月には帰国せざるを得ない状況にあるため、移籍先を探してもらいたいというものでした。スクラムユニオン・ひろしまと尾道に行き、彼女たちと面談し、状況を確認した後、スクラムユニオン・ひろしまが、これまで関係のあった監理団体に連絡し、移籍先を確保してくれました。このように技能実習生機構に申告すると救済されるのも事実ですが、会社に対する認定取り消し処分の結果、技能実習生は移籍先が見つからないまま帰国させられてしまうという問題が付きまとってきます。自からの権利を主張ただけの話です。技能実習生機構は監理団体に移籍先を探すように指示するだけで自ら移籍先を探すことはしません。そのため彼女たちのような問題が発生します。当該監理団体が移籍先を見つけることができなければ、監理団体の許可の取り消し処分をするなどして技能実習生の職場確保を最優先しなければ、申告制度自体形骸化せざるを得ません。

また、詳細は省きますが、技能実習生機構には真面目な通訳の確保とADR(裁判外紛争解決手続)の機能を持たせる必要もあると考えられます。

こうした状況下にある技能実習生制度を考える上でのキーワードは「建前と本音」、「コンプライアンスの欠如」と「技能実習生の抱える恐怖感」の3つと言えます。さらに付け加えるとすれば「労働契約と国際親善の混同」と「アジア人の蔑視」の2つも無視できません。【表-4】のように10人未満の受入事業所が50%を占めている現実と、これまで対応してきた受入先の言動とを考え合わせると、労働法の知識以前に人を使うこと、特に外国人を使用することへの意識の問題も少なくないと考えられます。例えば、給料日には「食事に連れて行っている」、「食料品など渡している」、「観光にも連れて行っている」など国際交流に配慮しているのは理解できます。だからと言って、「残

業代とか住環境など少々のことは我慢してもらいたい」に繋がってくると、出稼ぎ労働者として契約意識の高い外国人と意志の疎通を図ることは難しいとえます。

こうした労働問題とは別に妊娠の問題もあります。これまで、関係のない話と思っていたところ、ここ数カ月の間に5件の話を聞きました、1件は技能実習生で残りは留学生でした。すべてベトナム人です。この妊娠した技能実習生とは数度会い、監理団体とも話しましたが、退職届にサインをして7月の特別便で帰国していきました。技能実習生の婚姻や妊娠について技能実習生機構のHPには「結婚や妊娠の場合については、雇用の分野における男女の均などな機会及び待遇の確保などに関する法律（昭和47年法律第103号）第9条などにおいて婚姻、妊娠、出産などを理由とする解雇やその他の不利益取扱いなどが禁止されています。この規定は、当然ながら技能実習生にも適用されますのでご留意ください。」とあります。当然のこと、出産が終わり、技能実習可能な状況となれば、実習の再開ができると記載されています。技能実習生が労働者として扱われることからこうした建前上の文言を羅列せざるを得なくなります。技能実習の目的は「開発途上地域などへの技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進」であり、技能実習生はあくまでも技能の習得に来ている研修生です。また入管法には本来の活動を3ヵ月していなければ在留資格を取り消すとされています。従って実習不能となれば実習の中止、帰国が本来のあり方ではないでしょうか。過去に妊娠が判明して、強制帰国の強要、流産という問題がありました。現実問題として出産・子育ては可能なのか。住居や生活費の問題などどのように支援するのかを具体的に決めておかずにこのような事を振りかざすのは無責任な話です。技能実習生も建前と本音の世界であることは理解しているので自制した行動をとる義務があると言えます。ただ制度運営上、母胎と子どもの保護のため「妊娠〇月を以って技能実習は終了・退職とし、速やかに帰国すること」の規定と妊娠4ヵ月(85日)以上の技能実習生の帰国には、例えば実習生保険から帰国時に健康保険に準じた出産育児一時金を給付する制度を設ければ生まれてくる子どもの福祉に貢献でき、技能実習生も帰国に納得できるのではないかでしょうか。

これと関連した問題に技能実習生と日本人の結婚の問題があります。技能実習生制度の目的である「技能の移転による国際協力推進」の建前論が優先して、結婚したとしても日本人の配偶者等の在留資格への変更は認められず、一旦帰国し、一定期間経過してから呼び寄せるか、帰国後結婚して一定期間経過後呼び寄ることになるようです。また技能実習生制度で認められて

ない、様々な制約や賠償請求などの記載された契約書に「結婚しない」との文言も含まれている可能性もあり、技能実習生のまでの結婚はトラブルの元になるとの指摘もあります。技能実習生のまま結婚し、日本人の配偶者等への在留資格変更が認められないのは、技術の移転定着という建前論と偽装結婚の疑いの側面を持った人権無視と言わざるを得ません。また技能実習から特定技能1号への移行を見込んでいることとも矛盾しています。それ以前に、結婚は技能実習制度上の問題とはまったく別次元の問題ではないでしょうか。

最後に、死亡した技能実習生への疑問について触れておきます。2020年のお盆前、岡山県内のカトリック教会から「ベトナム人技能実習生の葬儀が終わったところだが、どのようなことができるか」との電話がありました。死因は不明ですが「朝起きてこなかった」とのこと。来日して未だ10ヶ月、奥さんも他県で技能実習生として働いており、5歳の子どもがベトナムにいるとのことでした。支援している人たちにとって一番気になるのは過労死かどうかでしょう。しかしそれ以前に考えなければならない問題は、遺族に対する補償に何があるか、そして確実に手続がなされるのかということです。健康保険の埋葬料、遺族厚生年金、技能実習生保険そして過労死であれば、労災の遺族補償が思い浮かびます。JITCOは技能実習生の死亡については、毎年一件ごとに簡単な概要をつけた報告書をHPに掲載していましたが、2016年度分以降掲載されず、現在では過去のものも削除されています。手元にある最後の2015年度を見ると30人の技能実習生が亡くなっています。死亡原因ごとにまとめると下記のような状況になります。今回の事例は「体調不良」に入ります。これらには「朝、宿舎にて倒れており」とか「早朝、呼びかけに応答がなく」などと表現され脳出血や心不全などの病名が記されています。

【表-10】2015年度（2015年4月～2016年3月）死亡原因（JITCOの資料から作成）

労災	通災	自殺	事故			体調不良	病気	その他
			交通事故	水難	その他			
7	I	2	2	4	0	11	2	I

技能実習生保険は、労災保険が適用にならない傷病や死亡そして相手に対する損害賠償などが対象であり、死亡に対する補償は最低でも700万円あります。年金の遺族補償や労災の後遺障害について確実に処理されているのかと技能実習生のニュースを聞くたびに心配になります。同様の問題はすべて

の外国人に共通しながら相談がないことが不思議でなりません。

#### 4 留学生

有期在留外国人(出稼ぎ外国人)に分類される留学生は、学校とアルバイトの合間に短時間の仮眠のため自宅に帰るという生活を送っており、土曜・日曜は終日アルバイトに費やされ、公民館などの日本語教室での勉強が難しい状況にあります。そのため日本語の勉強は留学生各人が希望する時間に併せて行っており、主に会話と宿題と読解(N2)を中心に週1回から2回で1回3時間、その日のアルバイトの時間に合せて増減があります。

彼女たちの学校の様子を聞くと、宮島見学やいちご狩り、またバーベキューなどの行事もあり、学費も前期後期の2回また今回のような状況ではさらに分割払いに応じるなど留学生に寄り添った日本語学校と、こうしたことを行つておらず、学費も1年分一括納入しなければ在留資格更新書類も渡さないという学校もあります。不思議に思つて、「来日前に学校の評判など調べていないのか」と聞くと、そうした情報はなく、留学する学校の選択はできず日本語センターの指示に従わざるを得ず運を天に任せるとしかいふことがあります。

フェイスブックだったかハッキリと覚えていませんが、技能実習から特定技能に在留資格の変更をする場合、技能実習のビザ申請時に送出機関が履歴書を勝手に改竄している例が多くあり、特定技能で申請した際に入国管理局の記録との齟齬によって特定技能の申請が認められないケースが多発する可能性があると危惧する記事を見たことがあります。こうした話をすると彼女たちの一人から、「私はN5の合格証を買った。同じような人は沢山いる」と言わされましたし、結婚している人は、留学に当たつて「独身の方が有利だから独身のパスポートを取るように」と日本語センターで指導されています。その結果、技術・人文知識・国際業務の在留資格で結婚のパスポートを持って来日している夫がいながら、親族の在留資格に変更ができないという問題を抱えた留学生がいます。

彼女の夫は日本語センターの紹介で日本の会社に就職しており、来日するまでに100万円近いお金を要し、さらに2年間勤務しないときは日本語センターに罰金を支払うとの契約書も作成されています。留学生からも、「日本語センターは、卒業後、日本での就職の世話をしてくれる。そのためには在留資格の変更も含めて20~30万円必要」と言っています。日本語学校を卒業していても日本語が話せない人が就職しているとの話も聞きます。

また先日は、日本の大学を卒業し、技術・人文知識・国際業務の在留資格

で働いている人から、「転職するため仕事の紹介を日本人に依頼し、10万円の成功報酬で着手金2万円支払ったが何もしてくれない。途中から連絡も取れなくなった。また、また一人紹介すると2万円紹介料を支払うと言われたのにこれももらえなかった」との相談もありました。こうした外国人の就職についてはベトナム人、日本人を問わずブローカーが存在し、ある面、就職・転職また求人がスムーズに行われているところもあります。しかしこうした行為は職業安定法に違反しており、「六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金」に該当します。

今勉強に来ている人たちの日本語学校や専門学校では就職の斡旋はしてくれず、新卒応援ハローワークに行っても、N1かN2の日本語能力が必要と言われると、有期在留外国人(出稼ぎ外国人)でN3レベルの留学生にとって日本での就職は敷居が高すぎ、ベトナムの日本語センターやブローカーを頼ることにならざるを得なくなってしまいます。一方日本の社会にとって留学生は重要な労働力として期待されていますし、入管行政においても留学生の在留資格更新時に課税証明書を求めず、預金通帳1通の写しを添付することで済ませていることは、それを前提としていることを意味していると考えざるを得ません。コンビニや飲食店のアルバイトから正規労働者への移行を推進するなど在留資格変更のハードルが下がれば問題が解消されますが、単純作業の在留資格は認められていないのが現実です。そうすると、特定技能として残ることを選ぶか、裏ハローワークの活用に走らざるを得ません。

## おわりに

外国人を4つのグループに分け、定住外国人と有期在留外国人(出稼ぎ外国人)に属するグループの抱えている様々な問題、特別な問題として報告されることが少なく、日常的に直面している問題について、またメディアを賑わす技能実習生の問題にしてもその職場には日本人も同じような問題を抱えており、場合によっては職場の日本人からのパワハラや外国人であるがゆえの差別的取り扱いについても配慮しなければ、外国人労働者の問題は正しく理解できないことなど報告しました。しかしこうした問題に対応する支援体制側の問題について報告できませんでしたので、ここで簡単に報告させていただきます。

「外国人の相談先はどこか」となれば、技能実習生にとって技能実習手帳に掲載されている技能実習生機構ということになるでしょう。その他、身

近なところのとしては、行政機関の相談窓口や各国の物産店や日本語教室があり、フィリピン人であればカトリック教会、ベトナム人であれ仏教寺院やカトリック教会があるとしても相談を受ける体制ができている所は少ないと思われますし、ユニオンなど支援団体と関係ができている所は皆無に近いのが現状でしょう。こうした外国人が集まる拠点と支援団体との関係づくりとともにホームページやフェイスブックを使ったネットワークづくりが必要といえます。立ち上げ自体簡単な話ですが、安定的かつ継続した運営のためのスタッフや通訳と活動拠点の確保が大きな問題としてあります。

(こまつ・きみひろ 特定社会保険労務士)